

# 山梨県公報

号外第七十二号

平成二十年

十二月十二日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年十二月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

一四、一一三

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年十二月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

一八四、二七一

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年十二月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

三分の一の数

五、〇一六

一一、三七五

一一、一四三

五二、九〇〇

一四、一三八

九、九二四

一〇、四七六

八、二九〇

八、四七七

一九、一一四

一三、七八〇

一九、二二六

一九、一六四

八、〇三〇

九、八五七

一一、三〇四

選挙区名

西八代郡

南巨摩郡

南都留郡

甲府市

富士吉田市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

笛吹市

上野原市・北都留郡

甲州市

中央市・中巨摩郡

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番